

有効期間満了日 令和7年3月31日  
熊人安第150号  
令和3年9月24日

ストーカー加害者に対するカウンセリング・治療の推進について（通達）

**【概要】**

本通達は、ストーカー加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くためには、治療等によって、加害者の内面に働き掛けることが有効な手段になり得ると考えられることから、加害者や同居家族等に対して加害者の治療等を勧奨し、加害者の立ち直りを支援して事態の沈静化を図る取組について、実施手順、警察における対応要領等を示したものである。